

木造住宅耐震(改修・建替え)補助金のご案内

大田原市では、地震による住宅の被害を軽減し、震災時の活動拠点や避難路を確保するため、耐震診断の結果により、耐震改修・建替えにかかる費用の一部を助成しています。

※耐震診断の結果に基づくもので、**耐震診断を行っていない方はご利用できません。**

※耐震診断士の派遣(無料)も行っていますので、ご利用ください。

※**申請前に耐震等に係る工事(改修・解体・建築及び工事の契約等)をした場合には、補助金交付の対象となりません**ので、ご注意ください。

※補助金のご利用をお考えの方は、事前にご相談ください。

◆ 耐震改修補助金

耐震改修とは？

耐震診断の結果に基づき、基礎、壁、柱・梁の接合部の補強など、必要な補強計画を策定し、その計画をもとに地震に対して安全な住宅となるよう必要な補強工事を行います。

◇対象住宅

- ①昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に着工された木造2階建て以下の住宅
- ②耐震診断の結果の総合評点が1.0未満の場合で、改修後1.0以上となる耐震補強計画に基づき改修する住宅

◇補助額 耐震改修費用の5分の4以下 **【補助限度額:最大100万円】**

※耐震改修に関連しないリフォーム工事等は補助の対象外となります。

◆ 耐震建替え補助金

耐震建替えとは？

耐震診断の結果に基づき、倒壊の可能性がある住宅を解体して、同じ敷地に新しい住宅を建築することをいいます。

◇対象住宅

- ①昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に着工された木造2階建て以下の住宅
- ②耐震診断の結果に基づく建替えで、同一敷地内に新たに住宅を建築すること
- ③建替え後の住宅が省エネ基準に適合すること

◇補助額 耐震改修費用相当分の5分の4以下 **【補助限度額:最大100万円】**

※県産出材を10立方メートル以上使用する場合は**10万円を加算**